

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十三号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中 求償審査会の委員

「を 求償審査会の委員
公の施設指定管理
委員

者選定審査会の
に、

「 史跡等整備活用補助金選定審査会
の委員

「 を 史跡等整備活
の委員
NARA万葉
委員

用補助金選定審査会

に、 「 スポーツ推進審議会の委員

「 を スポーツ
トレーニ
員会の委

世界賞選考委員会の

推進審議会の委員
ングセンター構想検討委
員

に、 「 奈良らしい農業・農村のあり方検
討委員会の委員

「 を 奈良
討委
なら
実践
定審

らしい農業・農村のあり方検
員会の委員

食と農の魅力創造国際大学校
オーベルジュ棟指定管理者選
査会の委員

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。